

多目的人工芝グラウンド等整備基本・実施設計業務委託
プロポーザル募集要項

1. プロポーザルの目的

少子高齢化や人口流出などの課題を抱える中、老若男女が集い様々なスポーツを行える環境を整備することにより、本市の活性化や魅力的なまちづくり、市民の健康増進活動機会の充実を図るため、多目的人工芝グラウンド整備及び仙北テニスコート改修を行うこととしている。

本業務は、両施設共に令和5年春の供用開始にむけ、基本・実施設計を行うものであり、スポーツ施設整備に関する専門的な知識と業務実績を有する事業者が技術提案を求め、その内容、能力及び経済性を総合的に評価し、最も適切かつ円滑に業務を実施できる者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1)業務名：多目的人工芝グラウンド等整備基本・実施設計業務委託

(2)業務内容：別紙「多目的人工芝グラウンド等整備基本・実施設計業務委託仕様書」とおり
(以下「仕様書」という)

※ただし、契約時における仕様書は受注予定者として特定された企業の技術提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(3)履行期間：令和3年2月15日～令和4年1月21日とする。

(4)業務等の規模

本業務の参考業務規模は28,457千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

*見積書（様式6）の1がこの金額を超えないこと。

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和21年政令第16号）第167条の4等の措置を受けていないこと。
- (2) 大仙市入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿（令和2年12月1日現在）のうち、土木関係建設コンサルタント業務の「都市計画及び地方計画部門」に登録され、秋田県内に主たる営業所又は営業所を有していること。
- (4) 本プロポーザルに係る参加申し込み期限の日までに、国・秋田県及び本市の指名停止等の措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 東北管内の地方公共団体等における同種業務の履行実績を有すること。
*同種業務・・・次のいずれかの運動施設の基本設計又は実施設計業務を元請として完了した実績があること。
- ・サッカー場
 - ・テニスコート
 - ・野球場
 - ・陸上競技場
- (7) 管理技術者として、次に定める資格を有している者を配置すること。
なお、管理技術者と照査技術者は兼務することができない。
- ① 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - ② 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
照査技術者及び担当技術者として、次に定める資格のいずれかを有している者を配置すること。
 - ③ R C C M（都市計画及び地方計画）

4. 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加することができない。

- (1) 3 に掲げる参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。

5. 事業全体スケジュール及び受注者決定までの日程

項 目	日 程
① プロポーザル実施の公告日	令和 2 年 12 月 25 日（金）
② 参加表明書等の受付期間	令和 2 年 12 月 25 日（金） ～ 令和 3 年 1 月 14 日（木）午後 5 時 15 分
③ 参加表明書等についての質問受付期間	令和 2 年 12 月 25 日（金） ～ 令和 3 年 1 月 8 日（金）午後 5 時 15 分
④ 参加表明書等についての質問に対する回答	令和 3 年 1 月 12 日（火）
⑤ 参加資格審査結果通知 ○参加資格確認 ○提案書、企画提案書の提出依頼	令和 3 年 1 月 18 日（月）

⑥ 技術提案書提出期間	令和3年1月19日(火) ～ 令和3年1月29日(金)午後5時15分
⑦ 技術提案書についての質問書提出期日	令和3年1月21日(木)午後5時15分
⑧ 提案技術書についての回答日	令和3年1月25日(金)
⑨ プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年2月2日(火)
⑩ 受注候補者の決定及び審査結果通知(発送)	令和3年2月12日(金)
⑪ 契約	令和3年2月12日(金)
⑫ 履行期限	令和4年1月21日(金)まで

なお、上記スケジュールは変更となる場合がある。

6. 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書(様式1)
 - ②登記事項証明書(現在事項証明書)
 - ③会社概要(様式2)
 - ④業務実績表(様式3)
 - ⑤業務体制(様式4)
- (2) 提出部数 正本1部、副本6部
- (3) 提出場所 (事務局)
〒014-8601 秋田県大仙市大曲上栄町2-16 大仙市立大曲図書館3F
大仙市役所生涯学習部スポーツ振興課
TEL0187-63-1111(代)、FAX0187-63-7131
- (4) 提出方法 書留郵便か持参とする。(提出期間内必着)
- (5) 提出期間 令和2年12月25日(金)～令和3年1月14日(木)まで
(土・日・休日は除く。午前8時30分～午後5時15分)

7. 参加表明についての質問の受付及び回答

質問がある場合は質問書を次のとおり提出すること。

- (1) 提出様式 様式7を使用すること。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 大仙市役所生涯学習部スポーツ振興課
- (4) 提出方法 郵送かFAX(0187-63-7131)
ただし、FAX送信後は受信確認を必ず行うこと。
- (5) 提出期間 令和2年12月25日(金)～令和3年1月8日(金)
- (6) 回答方法 令和3年1月12日(火)
午後5時までに市ホームページに回答書を掲載する。

8.参加資格確認の結果及び提案書等の提出依頼

参加表明書等の書類審査後、プロポーザルへの参加資格確認の結果及び提案書等の提出依頼について令和3年1月19日（火）に電子メール及び郵便により通知する。

9. 辞退

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、様式8辞退届を提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

10. 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

技術提案書作成にあたっては、仕様書を熟読し作成すること。なお、技術提案書、見積書、見積内訳書について、受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(1) 提出書類 ①提案書（様式5）

②企画提案書（任意様式）

③見積書（様式6）

④見積内訳書（任意様式）

*④見積内訳書は、（任意様式、ただしA4版で片面印刷とする。）

(2) 提出部数 正本1部、副本6部

(3) 提出場所 〒014-8601 秋田県大仙市大曲上栄町2-16 大仙市立大曲図書館3F
大仙市役所生涯学習部スポーツ振興課
TEL0187-63-1111（代）、FAX0187-63-7131

(4) 提出方法 書留郵便か持参とする。（提出期間内必着）

(5) 提出期間 令和3年1月19日（火）～令和3年1月29日（金）まで
（土・日・休日は除く。午前8時30分～午後5時15分）

11. 技術提案書の作成要領

技術提案書は、次により作成する。

(1) 書類はファイリング・製本等はせず、複数ページにわたるものは左上1か所ホチキス止めする。

(2) 次の提案内容について、A4版横10枚以内（表紙は含まない、両面印刷可）、横書き、文字サイズは11ポイント以上で具体的かつ簡潔に記載すること。なお、図表等の挿入は可とする。図表等に用いる、文字サイズは制限しない。また、様式5はページ数に含まない。

〈提案内容〉

・実施方針

・業務フロー

・特定テーマに対する提案

テーマ1 利用促進（市民をはじめ他地域からの集客や大会誘致等）のための提案

テーマ2 多目的人工芝グラウンドにおける課題と対策について

テーマ3 維持管理のコスト低減や長く使い続けられる施設整備への配慮について

- ・本業務で整備されたものに対して、契約期間終了後に発生した疑義に対する対処法の提案
- ・工程表

(3)既存資料の閲覧

技術提案書を作成するうえで、閲覧を希望する資料等がある場合は、書面（様式自由）にて、事前に事務局へ連絡し日程調整の上、閲覧することができる。

なお、閲覧期間は令和3年1月19日（火）から令和3年1月27日（水）とする

(4)技術提案書についての質問及び回答

ア 提出期間

令和3年1月19日（火）午前9時から

令和3年1月21日（木）午後5時まで

イ 提出方法

書留郵便か持参とする。

質問書（様式7）を送信した場合は、事務局に電話にて、その旨連絡すること。

ウ 回答方法

質問者の名称等を伏せたうえ、全ての参加資格者に書面により郵便で回答する。

回答日 令和3年1月25日（月）

(5)留意事項

ア 技術提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

イ 別紙「特記仕様書」は必要最低限の要件を定めたものであるため、「特記仕様書」の内容を満たす代替提案についても認めるものとする。

ウ 別紙「特記仕様書」に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は提出する参考見積書に含むものとする。

エ 本市が追加資料の提出依頼を行った場合は速やかに提出すること。

12.審査

(1) 審査方法

①技術提案書の内容について、事業者によるプレゼンテーションを受け、質疑応答を行い評価する。

②欠格事由に該当する応募者又は見積書に記載する業務委託料の上限金額を超えた見積を行った応募者は、審査の対象から除外し、当該応募者を選定しない。

(2) プレゼンテーション実施方法

実施予定日	令和3年2月2日（火）
実施場所	大仙市役所内

* 正式な実施日時、場所は別途連絡する。

①本業務を担当する管理技術者は必ず出席し、主たる担当者が中心になって、3名以内でプレゼンテーションおよび質疑応答を行わなければならない。

②プレゼンテーションは、技術提案書に沿って行うものとし、30分程度、質疑応答10分程度とする。

③プレゼンテーションは非公開とする。ただし事務局については例外とする。資料の追加の提出又は提示は禁止する。

④ホワイトボード及びスクリーンは事務局で用意する。ただし、プロジェクター等その他のプレゼンテーションに必要な物品は提案者が用意すること。

(3) 審査の対象となる評価項目及び配点

評価の項目および配点は、別紙審査基準のとおりとする。

(4)1者のみの場合にあっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受注者に適していると認められる場合は、その者を受注予定者として選定し、随意契約により契約を締結する。

13.技術提案書の特定

(1)技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための審査は、選定委員会において別紙審査基準により参加表明書等技術提案書及びヒアリング内容を評価し、各委員の評価点数の合計が最も多い者を業務委託候補者として選定する。評価点数の合計が最も高い者が複数ある場合には、概算見積書に記載された見積金額が最も少額である者を選定する。

ただし、各委員の評価点数の平均が配点の合計の6割に達する技術提案者がいない場合は、業務受託候補者を選定せず、再度スケジュールを設定の上、募集手続きを行うものとする。

(2)特定結果の通知

プロポーザル選定委員会の審査に基づき、特定者及び次点者を決定し、特定した技術提案書の提出者に対しては、書面により通知を行う。また、特定されなかった者(次点者を含む)には、理由をつけて通知する。(令和3年2月5日(金)を予定)

(3)非特定理由の説明について

(2)のうち、特定されなかった者は、大仙市プロポーザル方式等実施要領の規定に従い非特定理由について説明を求めることができる。

14.契約について

(1)選定委員会において受注予定者を決定後、入札契約資格等審査委員会に報告し随意契約により契約を締結する。なお、受注予定者が契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を受注予定者とし、その者と随意契約により契約を締結する。

(2)契約金額は、業務参考見積書に記載された金額を上限とする。

(3)契約時における契約保証金は免除する。

15.業務実施上の条件

(1)本業務の主たる業務は、これを再委託してはならない。

(2)参加表明書及び技術提案書に記載した配置技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場

合を除き、変更することができない。

16.技術提案書の無効

参加証明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合は無効となる

- ア 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
- イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 許容された表現方法以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

17.提案の著作権に関する事項

提案の著作権は、提案者に帰属するものとする。

18.提案に係る費用の負担に関する事項

提案や提出書類に関する費用は、提案者の負担とする。

19.その他

- (1)提出した書類については、提案者の都合による変更を認めない。また、返却しない。
- (2)手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3)提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4)プロポーザルの結果、特定された者を公表する。また、提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。
- (5)提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6)その他
 - ア 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合は、参加表明者になることはできない。
 - イ 参加表明者が1名であっても、技術提案書の評価を行い、受託候補者として適当でない認められる場合には、受託候補者として特定しない場合がある。
 - ウ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者に対して、指名停止措置を行なうことがある。
 - エ 提出された書類は、選定及び特定を行なう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - オ 技術提案書の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく無断で公表及び使用することはできない。
- (7) 本件プロポーザル又は本件業務にあたって、大仙市が提供、貸与等する資料に記載された個人情報又は業務に関し知り得た個人情報については、他への漏えいや他業務への活用を行うなど取扱いの適正を欠く行為を行ってはならない。本件業務が完了し、及び本件業務の契約を解除された場合も同様とする。
- (8) 企画提案内容については、受注者選定のための提案能力等を審査するものであり、本件業

務の遂行に関する調査及び計画検討にあたっては、時期に応じて手法や内容を市と十分協議するものとする。

(9) その他、本要領に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。

プロポーザル配点表

審査基準1

評価項目		着目点	評価指標	配点	配点内訳	
参加表明者（企業）の評価	専門技術力	業務実績	①人工芝を使用した同種業務実績 ②同種業務の実績（実績の有効期間は設けない）	5	①1件につき2点、3件まで ②1件につき1点、3件まで	
	配置予定技術者の評価	管理技術者	資格	技術者の資格とその専門分野 ①技術士（総合技術管理部門：都市及び地方計画） ②技術士（建設部門：都市及び地方計画）	3	①3点 ②2点
専門技術力			業務実績	①人工芝を使用した同種業務実績 ②同種業務の実績（実績の有効期間は設けない）	6	①1件につき2点、3件まで ②1件につき1点、3件まで
地域精通度			実績業務	①県内での同種業務実績(実績有効期限は設けない) ②東北での同種業務実績(実績有効期限は設けない) ③全国での同種業務実績(実績有効期限は設けない)	6	①1件につき2点、3件まで ②1件につき1点、3件まで ③1件につき0.5点、3件まで
照査技術者		資格	技術者の資格とその専門分野 ①技術士（総合技術管理部門：都市及び地方計画） ②技術士（建設部門：都市及び地方計画） ③R C C M（都市計画及び地方計画）	3	①3点 ②2点 ③1点	
		専門技術力	業務実績	①人工芝を使用した同種業務実績 ②同種業務の実績（実績の有効期間は設けない）	6	①1件につき2点、3件まで ②1件につき1点、3件まで
		地域精通度	実績業務	①県内での同種業務実績(実績有効期限は設けない) ②東北での同種業務実績(実績有効期限は設けない) ③全国での同種業務実績(実績有効期限は設けない)	6	①1件につき2点、3件まで ②1件につき1点、3件まで ③1件につき0.5点、3件まで
は担当技術者の対象と管理技術者と兼務の場合		資格	技術者の資格とその専門分野 ①技術士（総合技術管理部門：都市及び地方計画） ②技術士（建設部門：都市及び地方計画） ③R C C M（都市計画及び地方計画）	3	①3点 ②2点 ③1点	
		専門技術力	業務実績	①人工芝を使用した同種業務実績 ②同種業務の実績（実績の有効期間は設けない）	6	①1件につき2点、3件まで ②1件につき1点、3件まで
		地域精通度	実績業務	①県内での同種業務実績(実績有効期限は設けない) ②東北での同種業務実績(実績有効期限は設けない) ③全国での同種業務実績(実績有効期限は設けない)	6	①1件につき2点、3件まで ②1件につき1点、3件まで ③1件につき0.5点、3件まで
小計				50		

審査基準2

評価項目		着目点	評価指標	配点
実施体制・方針等	置人執行の妥当性・配性	置人執行の妥当性・配性	人員配置や体制などに配慮されているか。	4
	実施方針	理解業務度	計画の目的、関連する制度等について高い理解があるか。	4
		照査に工夫等	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査において、具体的な手法工夫が図られているか。	4
	業務フロー	業務の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、工夫が図られているか。	8
	実施工程	工程の妥当性	実施工程が妥当であり、確実な業務遂行が見込まれるか。	8
特定テーマに対する項目提案(5点)	適格性	大仙市の地域特性との整合性が高いか。 着目点、問題点、対策等の内容が適切か	24	
	実現性	提案内容に説得力があり、実現性があるか。	24	
	創造性	創造性の高い提案となっているか。	24	
プレゼンテーション	資力作成	資料の内容が分かりやすく、説得力があるか。	10	
	取組意欲	業務に対する取組意欲が強く感じられるか。	10	
	協調性	質疑に対し、冷静で的確な対応ができるか。	10	
業務費用の評価	見積額	効率的な業務内容か。	20	
小計				150

審査基準1 + 審査基準2	200
---------------	-----